

別表六の二（六）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額（(10)の金額又は(18)の金額¹⁹」は、措置法第68条の9第4項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(18)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(10)の金額又は」を消します。